



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可
（都市整備局市街地整備部民間開発課）……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等
（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定解除
（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定（四件）……………（環境局環境改
善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）……………
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定（二件）……………
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………
- 平成二十四年度上半期（島しょ地区）危険物取扱
者保安講習及び消防設備士講習の実施……………（東京消防庁）……………

雑報

○東京都知事の委任に係る平成二十四年度上半期（島しょ地区）危険物取扱者試験及び消防設備士

試験の実施……（財団法人消防試験研究センター）……………

告示

東京都告示第八百七十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の
十六第一項の規定に基づき南小岩七丁目西地区第一種市街
地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規
定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月十日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 施行者の氏名又は名称

スターツコーポレーション株式会社及び財団法人首都

圏不燃建築公社

二 事業施行期間

平成二十四年一月十二日から平成二十八年三月三十一

日まで

三 施行地区

江戸川区南小岩七丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並

びに施行認可の年月日

南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業

中央区日本橋三丁目四番十号 スターツ八重洲中央ビ

ル六階

平成二十四年一月十二日

五 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十四年五月十日

東京都告示第八百七十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九
十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、第一石産運輸
株式会社 檜原工場拡張事業について、環境影響評価書及
びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項
の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月十日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

第一石産運輸株式会社

代表取締役 越智 良幸

千代田区飯田橋二丁目二番一号

二 対象事業の名称及び種類

第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業

土石の採取

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、既事業区域の南側に新たな採掘区域を拡
張設定して、土石の採取を継続するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、地形・

地質、水循環、生物・生態系、景観、自然との触れ合い

活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、

その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

（一）期間

平成二十四年五月十日から同月二十四日まで。ただ

し、日曜日及び土曜日を除く。

●東京都告示第八百七十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月十日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂三
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項及び第
二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カド
ミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化
物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及
びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化
合物並びにほう素及びその化合物
三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区
域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図

